## 令和7年度 地域づくり活動支援事業の実施について(サロン活動助成)

## 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

函館市社会福祉協議会が取り組む地域づくり活動支援事業を推進するため、住民が主体となって取り組む地域住民のための居場所(サロン)活動に対して、赤い羽根共同募金並びに歳末たすけあい募金の配分金を財源として助成および促進事業を行います。

助成金交付申請につきましては下記内容を十分にご理解の上、申請してください。

### 1. 事業目的

この事業は、地域の中に誰もが気軽に集うことのできる居場所(以下、サロンという。)活動を支援し、交流を通して住民同士のつながりを深め、社会的孤立の防止や社会参加等の促進を図ることを目的として実施する。

### 2. 実施内容

サロンを運営する団体への助成等の支援を行う。

- (1) サロンに係る経費に対する助成
- (2) 開催概要について社協ホームページや広報誌等に掲載し、地域住民に向けて 情報提供を行う
- (3) 運営に関する困り事等へ助言や支援を行う

## 3. 対象期間

令7年4月1日~令和8年3月31日までに実施する活動

#### 4. 対象団体

対象となる団体は函館市内の会場(使用を認められた場所)を拠点とし、次の各号に 掲げる(1)  $\sim$  (4) の要件を満たす団体とする。

- (1) 事業目的に該当するサロンを運営する団体
- (2)継続的かつ計画的に活動を行う団体
- (3) 営利又は特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教活動を目的としない団体
- (4) 特定の趣味や文化活動を目的としていない団体(要相談)
- (5) その他社協会長が必要と認めた団体

### 5. サロンの利用対象

利用対象は、誰もが気軽に集うことができるよう、子どもから大人まで多世代の地域住民とする。

### 6. 対象要件

対象となる活動は概ね次の(1)~(2)要件を満たすような活動とする。

- (1) 実施時間は概ね2時間以上とする活動
- (2) サロンを実施することを広く地域に広報し、新しい参加者を積極的に 受け入れること。
- (3) その他目的達成のために社協会長が必要と認めた活動

# 7. サロン活動助成について

(1) 助成交付額

1回5,000円とし、実施予定回数分を助成する。

ただし、4回以上実施する団体に対し助成する。

また、60,000円を上限とし、予算の範囲内において助成する。

## (2) 対象となる経費

サロン活動助成の対象となる経費は、サロンを運営するために必要な経費とし、 次のとおりとする。

| 項目           | 主な内容               |
|--------------|--------------------|
| (ア) 会場にかかる経費 | 会場借用費、光熱水費 など      |
|              |                    |
| (イ) 活動にかかる経費 | 材料費、備品購入費、茶菓代、諸謝金  |
|              | 交通費(ガソリン代)等の実費弁償など |
| (ウ) 連絡にかかる経費 | 印刷費、郵便代、電話代        |
|              |                    |
| (エ) 保険にかかる経費 | 運営スタッフのボランティア活動保険  |
|              | 参加者の行事用保険          |
| (オ) その他      | 上記以外の運営にかかる経費      |
|              |                    |

※注意※(イ)の経費において、アルコール類、運営スタッフの人件費については対象外とする。但し、交通費(ガソリン代)等の実費弁償は対象とする。

## (3) 申請および交付

助成を希望する団体は下記の書類を社協に提出するものとする。

- ·助成金交付申請書(様式1)
- ·年間活動計画書 (様式2)
- ・収支予算書 (様式3)
- ・構成員名簿 (氏名、年齢が記入されているもの)

上記の申請書の提出があったときは、審査の上、予算の範囲内において助成の決定、又は申請を却下するとともに、その結果を申請団体に通知するものとする。

### (4)報告書の提出

助成を受けた団体は年度終了後、すみやかに下記の書類を社協に提出するものとする。

- ·助成金実績報告書(様式4)
- ·年間実績報告書 (様式5)
- ・収支決算書 (様式6)
- ・その他、助成金額分の領収書又はレシート(写し)添付(必須)
- ・活動の様子がわかる資料 (チラシや写真等)

#### (5) 助成金交付の返還・取消

社協は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り 消しまたは返還を求めることができる。

- ・事業目的以外に使用したとき
- ・虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- 助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき

# 9. 問い合わせ・申請先

函館市社会福祉協議会 事業部 事業課 地域福祉係

〒040-0063 函館市若松町 33 番 6 号 函館市総合福祉センター (あいよる 21) 3 階電話 (0138) 23-2226 FAX (0138) 23-2224 メール chiiki@hakodatesyakyo. net

※4月実施分を含む申請の場合は3月31日(月)までご申請ください。

※この助成事業は予算がなくなり次第、終了とさせていただきます。



本事業は「共同募金配分金」を財源としております。